

登録から利用の流れ

1. 利用登録申請（事前登録が必要です）

あらかじめ登録が必要となりますので、「病児・病後児保育登録申請書」、
「病児・病後児保育事業利用登録確認書」に記入し、土岐市役所 子育て支援課まで提出
してください。（ホームページからダウンロードもできます）



2. 登録確認書の受け取り

登録後、土岐市より「病児・病後児保育事業利用登録確認書」、「病児・病後児保育意見書」
「病児・病後児保育利用申請書」の用紙を送付します。

※登録確認書は、予約の際に必要となりますので、大切に保管してください。

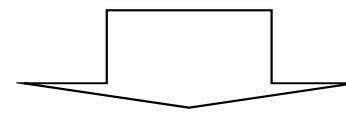


3. 実際の利用予約

□利用希望日の前日（休園日の場合はその前日）の、午前8時～午後6時までの間
に、東濃厚生病院みずなみ病児・病後児保育所へ電話予約してください。

□先着順に利用予約（定員2名）ができます。当日でも利用可能な場合があります。

かかりつけの医師に、「病児・病後児保育意見書」（有料）を記入してもらってください。



4. 当日の利用

提出書類 「病児・病後児保育利用申請書」、「病児・病後児保育意見書」

持ち物 お子さんの年齢、症状により異なるので、予約時に確認してください。

- ・健康保険証のコピー ・ 福祉医療費受給者証 ・ 母子手帳
- ・東濃厚生病院の診察件（お持ちの方） ・ 処方された薬剤と説明書
（1回分に分け児童名を明記） ・ パスタオル（掛け布団として使用）
- ・布団1組 ・ 着替え（2・3組） ・ タオル（2・3本） ・ 紙おむつ
- ・お尻拭き ・ 汚れ物入れ（レジ袋など） ・ おやつ ・ 手拭タオル
- ・ ミルクと哺乳瓶 ・ その他必要なもの（歯ブラシ、愛着物など）